

經濟論叢

第124卷 第5・6号

河上 肇生誕100年記念号

福田徳三と河上 肇	杉 原 四 郎	1
初期河上における経済政策論	大 野 英 二	21
河上 肇の「国家論」小考	住 谷 一 彦	50
漢詩人河上 肇の旧蔵書	一 海 知 義	65
河上 肇と「加算と減算」	高 寺 貞 男	87
『改版社会問題管見』序文	山 之 内 靖	99
財政問題よりみた河上 肇「貧乏物語」	池 上 惇	104
河上 肇における科学と宗教と哲学	古 田 光	120
資 料		
京都大学時代の河上 肇	細 川 元 雄	141

経 済 学 会 記 事

経済論叢 第123巻・第124巻 総目録

昭和54年11・12月

京 都 大 学 経 済 学 會

河上 肇の「国家論」小考

——「政治学講義」草稿について——

住 谷 一 彦

I

日本の「近代」が孕む問題——それは既に諸家の指摘するところである——をどのように解くか、という点については、今日では日本のみならず広く世界の人々の関心事となってきている。そして、その最も基礎的な局面が農業問題（＝土地制度）にあることも、今はほぼ常識に近くなっている。私は嘗て「河上肇と柳田国男」¹⁾において近代日本思想史の上で際立って巨きな影響を与えているこの二人が、すでに所謂「産業資本確立過程」²⁾にあたる明治30—40年代に此の問題局面に注目し、当時の論壇を主導していた「商工立国論」に対して「農工商併進鼎立論」を主張して、明治以降における「近代化」路線に鋭く対決した所以を説明した³⁾。ところで、その論稿の末尾で私はひとしく農政学

1) この論稿は、最初「河上肇研究」（「河上肇著作集」別巻）、筑摩書房、1965年に発表され、のちに拙著「河上肇の思想」（未来社、1976年）に若干の補筆を経て、収録された。以下引用は、本書による。

2) 山田盛太郎「日本資本主義分析」（岩波文庫、1978年）における周知の規定。これについては、もとより多くの論争があるが、私は近代化への二つの途（いわゆる「アメリカ型」と「プロシア型」）の方法的視角と関連づけて前期的資本＝財閥型資本類型（ヴェーバー的にいえば、Der politisch orientierte Kapitalismus）の確立過程として捉えている。それに対して、柳田・河上の立場は、小生産者＝技術者型資本類型に親和的だということになろう（この点は、両者の農政思想裡における農村工業と局地的市場の重視という面と関連させるならば、明らかである）。なお、レーニンのこの有名な概念を、狭く農業部面に限定しようとする見解もあるが、私はそうした解釈を執らない。

3) 私のこうした理解は、その後の研究史においてほぼ認められてきたと言ってよいであろう。私の立場を鋭く批判された福富正実氏の場合も、私が山田盛太郎氏の「分析」に無批判（!?）に依拠している点に専ら向けられており、この河上、柳田の農政思想に共通した問題関心の所在という点は肯定しているからである。福富正実「日本マルクス主義と柳田農政学」（未来社、1976年）の行論を参照。

者としてほぼ共通した問題関心から出発しながら、その後の学的展開が全く対照的な軌跡を画く点にふれて、次のような問題を指摘しておいた。それは、こういうことである。「柳田が河上とほぼ相似の思想的地平から出発しながら、次第に対照的な軌跡を画くに至る分岐点は、想うにさしあたって先ず柳田における国家理念が微妙に河上のそれと喰い違っていたことに求められよう。河上においては、それはきわめて単純明白なかたちで捉えられている。……ところが、柳田においては必ずしもそれほど単純透明ではない。……柳田の国家理念の根底には日本の国土で生死した、またするであろう無数の精霊との共感がよどんでいる。⁴⁾……この国土に土著した人間の心性と柳田の繊細な感性との共鳴盤に、彼の国家理念がなる。柳田の農政思想は、鋭い現状分析と徹底した即事性で貫ぬかれてはいるが、遂に経済学的認識のレベルにはとどまり得ない志向を内包していたのである⁵⁾と。ここから柳田の民俗学への模索がはじまる。この問題点の指摘については今日でもさほどの的を失しているとは思わないが、ただ柳田の場合に比して河上の国家論を「単純明白」と断定しながら、その所以の説明についてはきわめて不十分であったことは認めざるを得ない。この点はながく私の心にひっかかっていたのであるが、今日までそれについて検討する機会を得ないまま来てしまった。ところが、「河上肇全集」を刊行する企画が進行する過程でたまたま明治42年9月から43年5月にかけて河上が京大で講義した「政治学講義」ノートを借覧することができて、私なりにひとつの見透しを立てることが可能なように思われたので、ここにとりあえず覚え書風にまとめてみることにした⁶⁾。全体がこの「講義」草稿の紹介ないし解説の域を出

4) 「国家の生命は永遠でありますからは、予め未だ生まれて来ぬ数千万人の利益をも考へねばなりません。況んや我々は既に土に帰したる数千万の同胞を持って居りまして、其精霊も亦国運発展の事業の上に無限の利害の感を抱いて居るのであります」(『時代と農政』27頁、「定本柳田国男集」第16巻所収、筑摩書房、1962年)。だが、こうした未だ、存在せぬあるいは既に存在した無数の霊とのコミュニケーションは如何にして可能であるか。それは、もはやいわゆる経験科学としての農政学的認識のレベルでは到底獲得不可能な視点ではないだろうか。こうして、柳田の方法的視角は180度転回することになる。もとより、それは一挙に達せられたのではなく、きわめて緩徐に進行したのであった。興味深いこのプロセスの解明は、別の機会に俟ちたい。

5) 拙稿「河上肇と柳田国男」(前掲書所収)49—50頁。

6) この「講義」草稿(以下、単に「講義」草稿と略す)の有する意義については、嘗て東京ノ

ないのは、そのためである。大方の御海容を乞いたい。

II

河上の「政治学講義」は、どのような内容を有しているか、まずこの点を明らかにする必要がある。したがって次に、本稿にとって必要な限りでごく大づかみに河上の論旨を追うことにしよう。編別構成からいくと、全体は大きく三部に分たれ、第一部は政治学の対象と方法、第二部は国家論、第三部は政治思想史となっている。第一部では先づ歴史学から社会諸科学が分離独立していく傾向にふれ、社会学を歴史学、統計学から区別して、一つの独立した学問分野として認める。次いで社会学と社会諸科学との関係を検討し、社会学は社会それ自体を対象とするのに対し、経済学、法律学等は社会現象の一部分を対象とするものであるとして分類する。ところで、政治学はどうであるか。河上はこれを社会学に含めて扱おうとする。この点はきわめてユニークなので、少し立ち入って説明しておこう。社会学は社会現象自体を対象とするが、それは人と人との間における意思の結合によって生じる現象である。そして、この意思の結合を永続して行ないつつある人間の団結を、河上は社会とよぶのである。だ

河上会で発表したことがある。その概略は「東京河上会会報」第42号(1977年8月)に収録されている。この「講義」草稿は、河上によれば「本講義へ原書ヲ読み代リニ仮リニ講義体ニシタルノミニテ、余ノ創案ニナルモノ少シ。其ノ主タル材料ハ次ノ二書ナリ」として、Seely, Introduction to political science, 1896, および Hammond, Outlines of comparative politics, 1903. をあげている。シリーズの書は本「講義」草稿でしばしば引用されており、確かに河上の国家論に一定の関わりを有しているが、「余ノ創案ニナルモノ少シ」は、やや彼の控えめの評価であるように思われる。本稿の狙いもその所以を何ほどかなりと明らかにするところにおかれているが、さしあたってここでは河上が「日本独特の国家主義」(内田義彦編「河上肇集」所収、筑摩書房、1977年)で述べているところを引用しておこう。「国体と政体とは正に区別すべきもの也。乍併、西洋諸国は皆な民主国体なるが故に、西洋学者の国家論には政体と国体との区別を立てたるもの嘗て之れあらず。日本国が国家論の一材料たるに至って、始めて政体論の外に国体論あることを得。而して政体は政治の方法に依って定まり、国体は政治の目的に依って定まる。政治の目的個人に在るを民主国と云ひ、其の目的国家自体に在るを国主国と云ふ。從來我國に在って国体の論を為すもの、多くは民主国又は共和国に対して君主国を挙げと雖も、その君主国と云ふを排して別に国主国の新名辞を立つるは、即ち余が一家言なり」(149頁。傍点は引用者)。この見解は、明らかにシリーズのそれではなく、河上の「一家言」であり、まことに鋭利である。そして、この「一家言」は、彼の「政治学講義」をつうじての学的研鑽に俟つところ極めて巨きかったと見てよいのではなからうか。

から単なる火災現象は自然現象であるが、放火による火災現象は社会現象なのである。また、死者の場合でも故人を先祖として祀るときは、家人の意思が故人に永続的に指向されることになり、祖先と子孫との間に社会が形成される。ところで、この社会現象がどのようなときに政治現象となるのか。河上によれば、こうである。例えば家族は個人相互の自由な意思結合によって形成されるのに対し、国家は強制による意思結合であり、この点で前者は社会学の対象になるのに対し、後者は政治学の対象となる⁷⁾。このような区別の仕方は、今日からいえば、河上の考えている政治学がすぐれて政治社会学として構想されているとみてよいのではなかろうか。当時大方の政治学がドイツ風の国家学 Staatslehre であったことを思うと、河上の立場は著るしく近代的・経験科学的であることがわかる。その視角から国家学的な政治学を、彼は批判している⁸⁾。次いで、河上は研究対象から方法のレベルに論点を移す。方法論は大別して演繹法と帰納法とに分れるが、河上は後者の立場をとる。それはまさに近代自然科学の方法でもあるのだが、その結果、河上は自然現象、社会現象を問わず法則という概念をどう理解するか、という問題に直面せざるを得なくなる。換言すれば、科学方法論の基礎的テーマである人間の自由意思を客観的な因果法則との関連でどう考えるかという問題に対決することになり、結局河上は彼特有の徹底癖から因果法則の妥当するレベルでは人間の自由意思は無い

7) 河上は、ここで人間相互の自由な結合関係として近代家族を概念規定しているが、その観点からいえば日本の家族は異なった性格を有しているという認識が、河上にはあった(『講義』草稿27—28頁。『講義』草稿の頁数は、原稿右上段の数字を意味する。これは第1部、第2部、第3部と章を改めるごとに1頁から始まっており、通し頁数ではない。念のため。)それは後にヨーロッパへ留学することで一層明確となっていく(「祖国を顧みて」における西欧家族との対比の箇所を想起されたい)。当時河上は社会進化論の立場から、近代化の進展とともに国家をますます権力団体となっていく、家族はいよいよ自由団体になっていくと見ていた。

8) 河上は、権力を規定して人の意思を強制する力であるとする。国家権力は最強の権力であり、国家権力を発動する機関を政府と規定し、政治学はこの政府に関する学であるとする。こうした河上の発想は、ドイツ国法学の流れとは極めて異質的で、むしろ英米の経験科学的な思考に沿っているといえるのではなかろうか。この視点から彼は東大で政治学を講じていた小野塚喜平次教授の「政治学大綱」における国家原論、政策原論の国家学的色彩の濃い思考方法を批判している(『講義』草稿38頁)。

ものとみなして、あくまでも論理の一貫性を保持しようとする⁹⁾。これは如何にも無理である。しかし、この客観的な法則把握と、自由意思による社会変革への関心という、河上に固有なテーマの内面における熾烈な葛藤は、客観的因果法則の認識と、こうして発見された法則の利用(→社会改革)というかたちで一応打開される。この問題局面は、河上がさらにその後マルクス主義に接近していく過程でも持続低音をなして繰り返し反復されていくこととなる¹⁰⁾。

第二部は国家論が中心となっているが、その論旨はかなりユニークである。河上は先づ国家形態を、人間の意思結合の中で何に基礎をおいているかという点から分類する。簡単に図解してみよう。

(1)氏族的国家→血統(生理的原因)に基礎をおく→結合は自然的

(2)宗教的国家→信仰(精神的原因) " → "

(3)経済的国家→利益(経済的原因) " →結合は意識的

国家形態は(1)→(2)→(3)と発展するが、それぞれの混合形態が存在する。日本のような祭政一致の国家は(1)と(2)の混合形態であり、近世の神権王制は(2)と(3)との混合形態である。ここで河上が最も力点をおいているのは国家の成立過程をどう捉えるか、である。すなわち、彼は強制団体としての国家の原初的形態は血族的=宗教的団体であり、これが社会進化とともに次第に分離していき、征服・合併の過程で物理的強制力を行使する領域国家が成立するとみる¹¹⁾。血

9) 「講義」草稿68頁。ここでは河上はなお因果法則と自由意思とを対立的に捉えている。その意味では、ほぼ同時代に発表された「ロッシヤーとクニース」でマックス・ヴェーバーが詳細に分析したレヴェルとは、かなりのへだたりがある。河上にとって、この問題局面は終生ひとつの根源的な課題となって残ったのではなからうか。この点をめぐって彼は何度となく思索を重ねているからである。例えば、「唯物論より唯心観へ」(『国民経済雑誌』1912年7月)、「唯物史観と理想主義」(『社会問題研究』1919年12月)、「資本主義経済学と自然法則」(『経済論叢』1923年2月)、「唯物史観と因果関係」(『社会問題研究』1924年9月)、「唯物史観に関する自己清算」(『社会問題研究』1927年2月以降10回)というぐあいに、断続しつつ検討されている。

10) こうした「法則」理解は、マルクス主義における社会法則の把握にあたっても或る影を落している。これは河上におけるあの「社会的意識形態」論を検討する場合にも関わってくる局面である。なお、山之内靖「社会科学の方法と人間学」(岩波書店、1973年)を参照。

11) 国家の原初形態を追求する場合、河上は「人類原始ノ生活」を援用しており、この時期における河上の理論的枠組が、その立論の基礎を主としてこの書にしていることが窺われる。その意味で、本書は河上の経済理論、経済史、国家論など多方面にわたっている、この時期における思索の凝集点を示していると見てよいのではなからうか。

族的側面は家族の関係、宗教的側面は祖先崇拜によって表明される。領域国家の成立とともに民族的血縁紐帯から離脱し、祖先崇拜的信仰紐帯を超えて、広域支配に根ざす権力国家と国家神とが生誕することになる¹²⁾。古代国家は、その点でなお血族的・宗教的かつ経済的性格を有している。

しかし、河上の国家論における独自の構想は、むしろ国家の性格を把握する仕方の裡に現われている。先づ彼は、「主権」概念を「国民の意見を強制する所の意思の力」と規定し、その力を有するものが「主権者」とであるとする。彼のユニークな点は、その場合「主権発生の基礎たる意思の結合に参加したるもの」として「主権維持者」という概念を提起するところにある。つまり国家は「主権者」・「主権維持者」・「被治者」の三要素から構成されることになる。それからいえば、共和国家とは「主権維持の発表をする為の方法として選挙を有する国」であり、そうした選挙を有しない国が専制国家である。例えばともに天皇あるいは国王を君主にいただく君主国である日本と英国をとりあげてみると、「日本は議会はあっても実は共和国ではなくして専制国である」ということになるが、「英国は形式では専制国で、ただ実質においては共和国」であり、「米国と仏国は大統領を選挙によって定める点ではじめて共和国といえる」。何故ならば日本の社会は主権者である天皇を更迭する力を全く有しない上に、国務大臣を更迭することも或る程度可能であるにすぎないのに対して、英国はたしかに主権者である国王を更迭できない点で形式的には日本と似ているが、国務大臣の進退は全く社会の意思で定まり、また国王の権力もその点では全く無力であるからである。つまり国家主権はいずれも君主にある点で、分類上は、河上も認めているごとく英国と日本は共和国、専制国に対して「立憲国」であるが、主権維持者のレベルでみると、その意思機関が議会であり、英国ではその議会が内閣を選出し、内閣が立法・行政を統轄する国王の役割を果しており、まさにこのレベルで英国の議会が日本と対照的なまでに強大な

12) この視点は彼の「崇神天皇」論において具体化される。拙稿「河上肇と沖縄」（前出、拙著「河上肇の思想」に収録）を参照。この論文は、これまで余り注目されてこなかったが、河上の国家論、ならびにその背後に流れる彼の市民社会思想を見ていく上で極めて重要である。

権力を有していることがわかる。したがって、英国は実質的に共和国だと河上は見るのである。こうして、彼は日本の「国体」観念に「日本独特の国家主義」を看取するのである¹³⁾。このように河上の文脈を辿ってみると、彼が「主権者」と「被治者」との間に「主権維持者」というカテゴリーを導入しようとした所以は、それによって国家形態を専制国家と共和国家に二大別し、実は日本の立憲君主制下における議会が「主権維持者」たる実質を英国のように有していない専制国家である事態を浮彫りにする意図を藏していたからだということが明らかになってこよう¹⁴⁾。ここに彼の「政治学講義」のいま一つの狙いがあったと見てよいであろう。

第三部は、以上のかたちで日本国民の頭上に重くのしかかってきた国家という存在は、果して「国体」というかたちで絶対無二の至上価値を有するものだと見なし得るだろうか、という論点をめぐって、国家を何らかの仕方肯定する政治思想と、国家を否定する政治思想とを対照しつつ、力点を後者において考察している。前者は今日に至るまで支配的な政治思想であるが、その源流はアリストテレスであり、彼は人間は天性獣類と等しい¹⁵⁾性があるとして奴隷の存在を認め、彼らを服従させる強制力としての国家を肯定した。それに対して個としての人間に限りない価値を認め、人間の人間に対する支配を絶対的に否認する場合、リベラリズムの極限形態としてのアナキズムが成立する。だが、このような同一次元での対比のかたちでは両者の対立は人間観の差異として、

13) 「西洋に在りては個人が主にして国家は従たり。故に西洋の国体は皆な民主制なり。……然るに日本に在りては国家が主にして個人が従たるが故に、其の国体は謂はば国主制とも名くべき一種独特のもの也」(『日本独特の国家主義』135頁、前出、内田編「河上肇」所収)。西洋の民主制に対して日本の国主制という耳慣れない用語を河上が敢えて使用する所以は、この「講義」草稿で従来の国家学を批判して政治社会学的視点に立つことができたからである。なお、次註も参照されたい。

14) 「国体と政体とは正に区別すべきもの也。乍併、西洋諸国は皆な民主国体なるが故に、西洋学者の国家論には政体との区別を立てたるもの曾て之れあらず。日本国が国家論の一材料たるに至って、始めて政体論の外に国体論あることを得」(前出論文、149頁)。この「政体」と「国体」の眞性質は、国家主権維持者の分析によって始めて方法レヴェルで認識可能となった。こうして、河上には日本は英国と似て立憲君主国であるかに見えて、実は政体としては英国は共和国であるのに対して、日本は専制国であり、国体という点では君主国というより酋主国(英国の民主国に対して)であることが理解できたのである。

和解しがたく永続することであろう。河上は、「主権維持者」という方法概念を使うことによって、この対立を次のように扱えようとする。たしかに国家は強制団体として成立した。しかし、その権力は主権維持者による意思結合の結果生じたものである。そうだとすれば、国民多数が主権維持者としての実力を備えてくれば、その程度に応じて次第に強制団体としての性格は失われていくことになる（民主化）。こうして、その延長線上に、すなわち、リベラリズムの極限にアナーキズムの理想とする世界と一致する社会の像が浮び上ってくることになる。河上は自らの「政治学」のなかに、このような仕方であナーキズムの問題を組み入れていく。ややうがって言えば、河上の「政治学」は、なるほど字句の上ではアナーキズムと批判的に対決するかたちをとってはいるが、思考の論理としては国家肯定の政治学を批判しつつ、国家否定の政治学を目指して展開されていると考えることができよう。河上におけるこのような思考の論理を、私たちは後に「資本主義経済学の史的発展」で再び見出すことになる。

河上がアナーキズムでとりあげる思想家は、バクーニン、シュティルナー、クロボトキン、タッカー、トルストイの5人である¹⁵⁾。

彼がこの5人のアナーキストをどのように理解していたか、簡単に見ておこう。(1)バクーニン。彼の思想は「人類進化の法則」によって支えられている。

15) 河上は、どういうわけか、ブルードンについて言及しながら、その箇所を消してバクーニンから始めており、おわりの「結論」でもブルードンは取りあげていない。なお、個人的な面の解説もバクーニン、シュティルナー、タッカーについて簡単にふれるにとどまっている。ここでは余り知られていないが、当時の河上の心情に触れるところがあったとみられるタッカーについて引用しておこう。

「Benjamin R. Tucker へ1854年ニ米国ノ Massachusetts ノ Dartmouth ニ生レタ。1870—72年ノ間ニ Boston デ Technology (工学?)ヲ研究シ、1874年ニハ英、仏、伊ノ諸国ヲ旅行シタ。1878年ニハ The Radical Review ト云フ Quarterly ノ雑誌ヲ発行シタガ4号ダケ出シテ廃刊ニナッタ。1881年ニハ Boston デ月二回発行ノ Liberty ヲ創刊シタ。猶ホ Boston デハ前後10年間 Grobe ト云フ雑誌ノ記者ヲ勤メテ居タ。1892年カラハ紐育ニ移リ住ミ、ソコデ Liberty ヲ週刊ニシテ発行シテ居タガ、後ニハ又タ隔月発行ニ改メラレタ。彼ノ著書ニハ “Instead of a Book. By a Man Too Busy to Write One. A fragmentary exposition of philosophical Anarchism” (1893) ト云フノガアル。コレハ Liberty ニ出シタ論文ヲ集メタモノブアル」(32頁)。

人間が他の人間の自由意思を何らかの力で拘束する場合、その人間は獣類と等しいとみなされる。しかし、人類進化の過程は、人間をこの段階から徐々に解放していく。その実現の方法は、思想の普及と、社会革命の指導者育成による。

(2)シュティルナー。彼は人間の他者に対する義務を認めず、各人が自らの福利をはかることを最高の法則とみなす極端な個人主義者・エゴイストである。彼は、しかし、国家は否定するが社会を否認してはいない。ただ、いわゆる「社会」Societyではなく、エゴイストの集団 Union of egoists を考えている。

(3)クロボトキン。彼も一種の社会進化論者である。社会慣習は法律がなくてもおこなわれ得る。しかるに、現在は権力によって維持されるかたちであり、事実上富者のための手段と化しており、文明進歩の障害とさえなっている。したがって、強制組織としての国家は否定されるべきだが、契約でもって成立している社会は一層発展されて然るべきであり、私有制でなく公有財産制度はさらに発達することになろう。かくて、彼の思想は単にアナキズムとみるよりは、むしろアナキスチック・コンミュニズムというべきであろう。

(4)タッカー。彼の根本思想は、セルフ・インタレストを至高の法則とするところにある。自らの目的に役立つものは凡て己れの利益であり、その限りで社会の利益は個人の利益となる。その立場からセルフ・インタレストの実現にとって無益な場合にのみ法律・国家の存在が否定されるが、逆に社会は人間の処有物として肯定される。国家は「彼ノ意見ニ依レバ、……毫モ個人ヲ優先セヌ所ノ、個人ヲバ強制シテ他ノ意思ニ服従セシムル所ノモノデ、畢竟侵害ヲ目的トスルノ制度デアルカラ、之ヲ否認スルト云フノdeal」(37頁)。タッカーはクロボトキンと異なり、労働を所有権の基礎として認め、私有財産制度を否定せず、一種の労働全収益論の立場をとる。その場合、free money, free land, free trade, freedom of intellectual products の4条件の存在が必要である。この社会実現の方法は、もっぱら演説と印刷物とによるから、言論の自由が前提である。この前提がなくなると、暴力が正当な手段として肯定されることになる。それ故に、タッカーは社会革命は、あくまでも消極的な抵抗、すなわち、不服従運動によ

っておこなわれるべきだと主張する。河上がタッカーの思想にかなりの頁をさいていることは、彼の思想に或る親近性を感じたからであろうか。トルストイについては特にふれていないが、これは河上にとって年来親しんできた思想家だから、この四者のような解説を必要としなかったのかも知れない。しかし、これらアナキズムの特色を比較考察する箇所では、顔を出してくる。次に、その点をみておくことにする。比較考察の基準は、(1)根本思想、(2)法律、(3)財産、(4)国家、のそれぞれに対して彼らがどのような態度をとっているか、である。いま、簡単に図示してみると、こうである。

(1)根本思想

バクーニン	}	法則論者。将来は必然的にアナキズムの社会になる。
クロボトキン		
シュティルナー	}	規範論者。アナキズムの社会にしなければならぬと、 為 Sollen を説く。この2人は極端な個人主義。 selfinterest の立場をとる。
タッカー		

トルストイ 絶対的な愛の立場から、このシュティルナーとタッカーに近接する。

(2)法律

タッカー	}	法律を認める。タッカーはほぼ凡てについてその必要を認める。
クロボトキン		
		クロボトキンは成文法を否認し、慣習法だけに存在理由を認める。

バクーニン	クロボトキンに近い。
シュティルナー	無条件に否定する。→未来の人間関係を規定するものは、 selfinterest である。

トルストイ	シュティルナーは →未来の人間関係を規定するものは、 ど極端ではないが 愛 love である。 否定の立場に立つ。
-------	---

(3)財産

バクーニン

シュティルナー

トルストイ

タッカー

クロボトキン

私有財産・公有財産、いずれも否定。

財産一般を否認しない。

タッカーは個人の私有財産も認める。

クロボトキンは公有財産のみを認める。

(4)国家

すべての思想家は条件づきであれ、もしくは無条件であれ、国家否定を指向する点では共通している。

河上は、以上の4指標によって5人の思想家のアナーキズムを比較検討した結果、すべてに共通しているのは国家否定の思想であり、結局アナーキズムの本質はここにあるという認識に到達する。したがって、もしアナーキズムを批判するとすれば、この一点について検討しなければならない。ところで、国家否定というが、これは国家をどう定義するかでかなり様相を異にすることになる。たとえば、国家の存在を無益とみなすタッカーは、自衛組織 *defensive association* の存在は認めており、これは場合によっては国家の一種とも言えなくもない。また、加入・脱退が自由な国家は、アナーキズムといえども否定できないのではなかろうか。彼らが言う国家否定は、加入・脱退を強制する組織としての国家だからである。このように、河上はアナーキズムの思想に幾つか疑問点を提起するのであるが、いずれもアナーキズムを決定的に否定する論点の提示とはなっていない。むしろ、ここでは国家否定の思想を自らの対決する学問的かつ思想的な課題とするに至った河上の内面における一つの思想的発展の一階段を確認しておけばよい。

III

河上肇が明治42年から43年にかけておこなった「政治学講義」は、どのような思想史的意義を「日本近代」に対して有しているであろうか。このテーマに答えるだけの用意は今のところ私には全く無いのであるが、ここでは将来い一度たち入って検討する時のために、私にとっての覚え書として一応の論点整理だけをおこなっておきたい。

(1) 河上は政治学を社会学と同じく経験科学として理解することにより、形而上学的色彩の濃い国家学としての政治学から解放しようと試みる。それは他面では東大法学部の官僚イデオロギー批判を含むものである¹⁶⁾。

(2) 国家論については、国家形態の分類というカズイスティックでもって、実は日本は西洋風の「政体」概念では捉えられない「国体」観念があって、それは民主制に対する国主制であり、立憲君主制という言葉に捉われることなくみれば、専制国のカテゴリーに入ることを確定する。彼は共和国と比べて専制国で「革命」が起ると述べていることからいっても、日本では現状のまま推移すれば「革命」は必然的と見ていたことになるだろう。

(3) こうして、「革命」を目指す思想の検討が、彼の「政治学」には不可避的に組み込まれてこなければならなくなり、国家否定の思想であるアナーキズムが、国家肯定の正統派の政治学のなかで占める比重に対して著るしく重視さ

16) 河上が批判の対象とするのは、東大で政治学を講義している小野塚喜平次の学説である。「小野塚博士ハ政治学ヲ広狭ノ二義ニ分チ、『広義ニ於ケル政治学トハ国家ニ関スル諸学科ノ総称ナリ』ト定義シ、又『狭義ニ於ケル政治学トハ国家ノ事實的説明ヲ与ヘ其政策ノ基礎ヲ論ズルノ学ナリ』(『政治学大綱』上巻19頁)ト定義シテ居ラレル。……既ニ述ベタ如ク、政治学ノ主タル研究物体ハ国家ニ相違ナイ。乍併、国家ノミガ其ノ研究物体デ無クテ、強制的ニ意志ノ結合ヲシテ居ル人類ノ団体ハ凡テ其ノ研究範圍ニ属スルノデアル。国家以外ニ強制的ノ意思結合ヨリ成レル団体アルハ疑ヲ容レヌ所デアルガ、是等ノ団体中国国家タルモノト然ラザルモノトノ區別ハ出来ルモノデハ無イ。又タ縱ヒ其ノ區別ガ出来タルニシテモ、其ノ性質ハ非常ニ類似シテ居ルノデアルカラ、之ヲ併セテ一科ノ学ノ研究物体トシテ差支ナイ。物ニ国家ノミヲ採リ他ヲ排除スルト云フ利益ト必要トハ無イ。博士ハ何故ニ国家ヲノミ言ヒテ他ノ強制団体ヲ排除シタカ、コレ余ノ解シ難キ所デアル! (38—39頁)と。以上からも見られるごとく、河上の「政治現象」に関する定義は、すぐれて社会学的である。ただ、国家と他の政治団体との区別が未だ明確でない点で、ヴェーバーの周知の定義に比して遜色があると言えるが、これは止むを得ないところかも知れない。

れる。つまり河上の「政治学」は、その全体の性格が「異端の政治学」という特徴を有してくることになる。この点に彼の「政治学」のユニークさがある¹⁷⁾。

(4) 「政治学講義」全体に流れている音調は、しかしながら、英国の自由主義・個人主義への高い評価であり、米・仏の社会思想はその系論として論及されている。少なくとも此の時点において河上が実質的に共和国（彼の定義した意味での）である立憲国の英国を、日本との対比において在るべき近代国家の認識モデルと考えていたことは、この「政治学講義」草稿からもほぼ確定できるところであろう。

(5) こうした理論的枠組を核とする河上の思想は、したがって単に草莽の志士吉田松陰に由来する東洋的国士型儒教倫理の徒として特徴づけることはできない。確かに後に島崎藤村がパリにおける河上肇を評して愛国者と言ったようにナショナリストではあったが、その旧き草袋には英国流のリベラルな個人主義思想が新らしき葡萄酒として満たされていたと見てよいのではなかろうか¹⁸⁾。

17) 政治思想に関する章は、大別して古代ギリシャのプラトン・アリストテレスの政治思想を述べた部分と、近代のアナーキズムを分析した部分とからなり、中世のトーマス・アクィナスやマキアヴェリ、あるいは近代のホブズ、ロック等は一切捨象されている。こうした構成もユニークであるが、河上の意図が国家の存在理由を肯定するか、否定するかで大別しようとするところにあったことを端的に示していると言ってよい。とくにアナーキズムにこれだけの比重をおいた「政治学」は、当時の大学における講義としても異例のことではなかろうか。

18) 内田義彦氏は、この点について「むしろ、前に紹介した〔田口〕鼎軒における真にスミスのものは、この期の河上においておぼろげながら国内市場論の形にまで高められ、かれの国家主義の外被を国民主義の内実をもって充たし、遂には日本独特の国家主義の外被との矛盾を自覚するにいたるのである」（前出、内田編「河上肇集」解説の項、538頁参照。傍点は原文）と述べている。だが、それには「古い道学者そのものであって、絶対主義の使徒河上」（同書539頁。傍点は引用者）の側で、「その道徳観において180度旋回を遂げる」（同書544頁）プロセスが必要であった。こうして、「深く儒教的教養を身につけたブルジョア合理主義者」河上肇が生誕する。「このあたりの河上の論説は、志士＝自由なる人間としての君子という自己規定（それは、それだけでは一般人民を以て小人とするという儒教道徳を出ない）」と、それをスプリングボードとして、その自由なる精神的存在としての人間規定を人間一般に広めてゆくという姿勢が、混然と入りまじっているのはなほだ興味深い」（同書549頁。傍点原文）。内田氏の分析は、この時期における河上の思想の同義性をえぐりだして、まことに鋭いものがある。ただ、河上のナショナリズムの外被を結局においては日本独特の国家主義において見ているのは如何なるものであろうか。この「政治学講義」草稿は既に「日本独特の国家主義」との対決を自覚しつつ書かれており、それは所謂「大逆事件」に先立つこと、一年足らずであるが、「大逆事件」の勃発に対して彼の側で、

この両者は内田義彦、山之内靖両氏の言うごとく、河上の内面において激しくせめぎあっていたのではあるが、沖縄における「舌禍事件」に見られるように、やはり新しい革袋を必要とするまでになっていたのである。それがどのような皮袋を必要とするかは、この段階では未だ確定できないが、単純に英国流の自由主義・個人主義に帰着することにはならないであろう。この「政治学講義」草稿が示すように、アナーキズムへの批判がなされているが、それへの親和性は否むべくもなく、彼の自由主義・個人主義思想はその他方の極にアナーキズムを含むかたちをとっており、それは大正期以降における社会主義への傾斜を予知させていたからである。

(6) ところで、こうした諸論点を含む「政治学講義」草稿は、明治42年から43年にかけて書かれた。明治42年(1909)5月、河上は大著「人類原始ノ生活」を刊行しており、それは彼の京大における「経済史講義」と深く結びつく成果であるとともに、この「政治学講義」の一前提ともなっている。そうして、この時期の河上には「国家」をどう考えるか、という問題意識が根底に流れており、一方では日本国家の原点を祭政一致の形態に求める「崇神天皇の朝神宮皇居の別新たに起りし事実を以て国家統一の一大時期を劃するものなりと為すの私考」が明治44年(1911)1月に「京都法学会雑誌」に発表され、他方では明治以降の日本国家が世界史上きわめて独特な「国体」観念に基礎づけられている所以を解明した「日本独特の国家主義」が、同じく明治44年4月、「中央公論」に発表されている。これは、しかし、その年の2月14日に脱稿されているから、この二つの論文のテーマは相併行して河上の内面で発酵しつつあったと見てよいであろう¹⁹⁾。それを理論的に整序したのが「政治学講義」草稿であ

、既に或る対応の姿勢ができていたことを予知せしめるものである。私はむしろこの時期の河上には「日本独特の国家主義」が、一方で国内の民主化への動きを圧伏しつつ、他方ではその同じ力で「近代化」を列強の圧力に耐えつつ遂行していく両義性を有していることを視野に収めながら(したがって、単純否定ではない。)それへの対抗概念である英国流の立憲国の思想に立って、その内部で国家肯定と否定の両極の間に自らの立脚地点を模索していたのではなかろうか、と捉えるものである。

19) このテーマを下敷にしつつ河上に「時勢之変」(明治44年9月)を書かせる機縁となったのが「大逆事件」(明治43年12月10日最終公判開始)であったことは、内田氏の指摘するとおりで、

ったとすることができる。その中で展開されている「国家の分類」に関する章節は、国家の起源についての考察と、現在の国家形態の分析とでもって構成されているからである。こうして、自らの革袋に入れた葡萄酒の味をためそうとしたのが、同年4月沖縄でおこなった講演「新時代来たる」および「矛盾と調和」であった。それは「舌禍事件」を惹き起すことによって、はしなくも甚だ苦い味の質であることを、河上は知らされるのである²⁰⁾。そして、柳田国男の表現を借りれば、その葡萄酒の色は「みるみるうちにその赤さがひどくなったわけである。」²¹⁾それとともに、その味の苦さも増していかざるを得ない。だが、そのプロセスの分析は、もはや本稿の設定した問題の枠をはみでることになる。

—1979. 11. 20—

ㄨあろう(同書542頁)。この書の「序言」の執筆が公判終了当日の12月29日であったことは、決して偶然の一致ではないであろう。本文は既に2日前に書き終えているのであるから。

20) この間の事情については、拙稿「河上肇と沖縄」(拙著「河上肇の思想」所収)を参照されたい。「河上肇と沖縄」というテーマは、同時にその裡に「河上肇と伊波普猷」、「伊波普猷と柳田国男」という、日本思想史上の三巨人のトリアードを含んでいる。それについては、別稿に俟ちたい。

21) 柳田国男「河上肇君」(「故郷70年」330頁。「定本柳田国男集」別巻第3, 所収)。柳田の河上評は、或る厳しきを含んではいるが、全体としては温かいものが流れており、河上の「舌禍事件」に対する理解も正確である。それは両者間の思想的な交流が相当に深いものであったことを傍示しているのではなかろうか。